はじめに

校則とは、学校が教育目標を達成するために、必要かつ合理的範囲において校長が制定するもの(文部科学省:生徒指導提要)であり、各中学校は長きにわたりそれぞれの校則を継承してきました。

しかし、時代の変化に伴い社会からの要請や価値観が変化してきたことから、本市では市内各中学校にて 校則を見直すことが妥当と判断しました。そこで、令和3年度に北九州市立中学校長会校則検討委員会を発 足させ、「校則見直しの視点(北九州市立中学校長会)」を作成しました。

本校では、「見直しの視点(北九州市立中学校長会)」を基に、生徒の声に耳を傾け、生徒と教職員が協同して見直しに取り組んできました。また、見直した校則は PTA 役員会や理事会、学校運営協議会等を通じて保護者や地域の皆様にお示しして参りました。

そこで、このたび本校の校則を広く保護者や地域の皆様にお知らせし、コミュニティースクールとしての 学校教育にご協力いただくとともに、地域ぐるみで心身ともに健全な生徒の育成を目指して参りたいとの思 いから、学校ホームページへ掲載することとしました。

なお、本校校則は今後も適宜見直しを行い、必要に応じて改定してまいります。その際は、ホームページにてお知らせいたします。

校則の見直しの視点(北九州市立中学校長会)

「校則の見直し」を行う際の「見直しの視点」について

令和3年9月24日 北九州市立中学校長会

1. 校則の定義等について

「校則」とは、「学校が教育目標を達成するために、必要かつ合理的範囲内において定められたものであり、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動指針として各学校で定めているもの」とされている。

文部科学省発行「生徒指導提要」では、校則の見直しは校長の権限と明示されている。現在、 北九州市では、各学校において、校則を定めている。

2. 北九州市立中学校長会指導部を中心とした校則検討委員会について

(1)検討に至る経緯について

本市は令和2年度に、近年の気温上昇による暑さ対策や、学校の国際化、性的マイノリティの生徒への対応などを背景として、生徒誰もが快適に学校生活を送ることができるよう北九州市スタンダード型標準服を導入した。しかし、3R等の観点等から、各学校の従来型の標準服(詰め襟、セーラー服等)との選択制をとっている。

このような中、校則については、『ブラック校則』が話題となり、従前からの校則や生活 点検等の方法について、マスコミから、大きく取り上げられている。こういった中、校則に 対して興味・関心が高まる一方で、世間一般の方々から、誤解や不信をもたれる状況も生ま れており、各学校において、昨年度より「校則の見直し」について取り組んでいる状況であ る。また、本件について、北九州市議会や、各種団体、個人から北九州市教育委員会に対し て意見が出されている現状がある。

そこで、北九州市立中学校長会が主体となり、本件についての検討委員会を立ち上げ、<u>「校</u>則の見直し」を行う際の「見直しの視点」を作成し、提案することとした。

校長会の担当部は「指導部」が中心となり、適宜、本市教育委員会生徒指導・教育相談課と連携しながら見直しを進めることとする。

なお、各校において見直しを進めるにあたっては、「子どもの権利条約」をはじめとする 人権問題(LGBT q を含む)に十分に配慮するとともに、学習指導要領や生徒指導提要等を踏 まえ、生徒が主体的に考える機会を設け、保護者や地域の意見に広く耳を傾けることが重要 である。

- (2)検討委員会で予定している「校則の見直し」の在り方
- O 「校則の見直し」にあたっては、まず、各学校における校則や生活点検方法の現状について調査を行う。
- O 短期的には、現在、「校則の見直し」に取り組んでいる学校は引き続き行う。また、生活 点検の在り方については、できるだけ迅速且つ十分に検討する。
- 〇 長期的には、令和3年度、各学校において、校則の見直し・改定に向けて校内校則検討委員会等を発足させ、令和5年度からの運用を目指す。

なお、校内校則検討委員会等は、既存の生徒指導委員会や企画・運営委員会等の組織を活用して行うことを推奨する。

- 3. 各学校における「校則の見直し」に関する基本的な考え方について
 - (1)過去の校則の役割
 - 「学校の荒れ」を経験した時代に、細かい規定を定め、規則を守らせることで学校の安定 を目指してきた。
 - 学校の秩序を維持し、生徒の健全育成を目指してきた。
 - (2) 学校が抱える課題の変化(昭和~平成~令和へ社会が変化)
 - 「荒れ」から「不登校」,「いじめ」などへ変化。
 - 発達特性がある生徒への対応へ変化。
 - 国籍,性などの多様性への対応へ変化。
 - (3) これからの校則に求められるもの
 - 校則を通して、自律した規範意識の育成を目指す。
 - 校則を通して、学校の自治的活動を育む。
 - 校則を通して、学校と生徒・保護者との信頼関係を高める。
- 4. 各学校における「校則の見直し」の検討にあたっての留意点について
 - (1) 学校と生徒・保護者との信頼関係を土台とする。

生徒・保護者が校則の意義について納得できることが大切である。同様に指導する教員も校則の意義を理解するとともに、生徒や保護者に対して、合理的な説明ができることが肝要である。ただ、守らせるためだけの指導にならないようにする必要がある。

(2) 公開性を保つ

教職員だけでなく,生徒及び保護者等が校則の見直しに,様々な方法で参画し,内規として閉ざされた校則ではなく,学校・地域・保護者に開かれた校則とする。

(3)柔軟性をもち,人権感覚を大事にする。

社会の変化に、校則が柔軟に対応できる仕組みを構築し、<u>説得力のある校則を目指す。</u>また、世の中の人権感覚と乖離しない校則とする。

- (4)通知を踏まえる。
 - 〇 平成3年4月 I 0日3初中第三七号 文部省初等中等教育局中学校課長通知校則見直し 状況等の調査結果について
 - ① 校則内容の見直しは、継続して取り組むことが大切である。
 - ② 思い切った見直しが必要である。
 - ③ 生徒会や学級活動等と連携し、生徒が主体的に考えるよう指導することが大切である。
 - 〇 令和3年3月19日北九教指二第272号 北九州市教育委員会指導第二課長通知学校 における校則の見直しについて
 - ① 「校則の見直し」にあたっては、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえ、積極的に見直すこと。
 - ② 見直しの際は、児童会、生徒会、学級会などの場を通じて、児童生徒が主体的に考える機会を設けたり、保護者へのアンケートを実施し、意見を聴取したりするなど、児童生徒や保護者などが参加できるように工夫すること。
 - ③ 本人が自認する性別の標準服を認めるなど、個に応じた適切な対応を行うこと。また、 人権の視点をもち、標記の仕方に配慮すること。
- (5)組織として対応する。

校内校則検討委員会等を設置するとともに、生徒、保護者 (PTA),地域の意見集約に努め、検討の材料とする。

5.「校則の見直し」についてのスケジュール

【現況】※北九州市立中学校長会指導部が中心

- 校則と生活点検方法についての実態調査
- 現行の校則の収集



【令和3年度】

- ・5月 校長会長会にて、経緯説明(会長・指導部長より)
- 6月 校長会校則検討委員会発足(校長会指導部を中心に)
- ・6月 各区の校長会より意見を聴取する
- ・ 7月 各区の意見集約

検討委員会で「校則見直しの視点」検討

「校則の見直しの視点」(案)作成後、弁護士等交え意見交換

「校則の見直しの視点」(案)作成

• 9月 検討委より各学校長へ「校則の見直しの視点」(案)提示

→各学校へ周知(説明会実施)

•10月~3月 「校則の見直しの視点」を踏まえ、各学校で校則見直しに取り組む

必要に応じて, 校長会校則検討委員会開催

校長会検討委が学校の意見のとりまとめ、情報共有等

校長会検討委が各学校の取組の集約

各学校で, 改正された校則の周知

【令和4年度】

- 各校による校則の見直し及び改正された校則の運用
- •「校則の見直し」の進捗状況の確認 等

【令和5年度】

・改正された校則の運用開始

服装等に関するきまり

学校は学習し、集団生活を営む場であるため、清潔・端正を旨として、学校生活にふさわしい服装とします。

1. 通学服

		黒の標準服スタイル	紺のセーラー服スタイル	北九州市中学校	
		(千代中指定のもの)	(千代中指定のもの)	スタンダード標準服	
主に冬型	上衣	・黒の詰襟学生服 ・丈が極端になっているも の、胴回りを絞っている もの、加工した標準服は 使用できません。 (ボタンは校章入り)	・胴回りを絞っているもの、加工したものは使用できません。 (セーラー服胸元に校章)	・本市指定のブレザー	
	中着	・上衣に近い地味な色合いの	の服は可。	・白のポロシャツ	
		・夏型と同様のポロシャツに	は可。	※学校指定のもの、または	
		※制服の袖や襟、裾から出7	ないものとします。	それに準ずるものとし	
		※上衣のボタンがとまらない	いものは使用できません。	ます。	
		※上衣を脱ぐときには、夏雪	型と同じ服装規定とします。		
		※フード付きのものは使用し	しません。		
	下衣	・黒の学生ズボン	・紺のジャンパースカート	・本市指定のズボンまたは	
		・タック入り、幅広、裾絞	・丈は膝頭が隠れる程度と	スカート	
		り等の変形ズボン・加工	します。	・スカートの丈は膝頭が隠	
		ズボンは使用できませ		れる程度とします。	
		λ .			
主に夏型	上衣	・白のポロシャツ(学校指定・校章入り・それに準ずる市販のもの・ボタンや縫い糸			
		も白)			
		・ボタンダウンは使用できません。			
		・ポロシャツの裾は、下衣に入れることとします。・白・黒・紺・グレー・ベージュの単色・無柄のものを着用します。			
	ア ウ ン	・日・黒・紺・クレー・ペー ※ワンポイント可	ーンュの単巴・無例のものを	有用しよす。	
	アイアー	ペソンホイント円			
	下衣	・冬型に準ずるもの	・夏型ジャンパースカート	・本市指定のズボンまたは	
		※夏季に適した生地のも		スカート	
		のは可		・スカートの丈は膝頭が隠	
				れる程度とします。	

- 冬は千代中の黒の標準服・紺のセーラー服、夏はスタンダードという着こなしを可とします。その反対も可です。
- ベスト・セーター・カーディガンは年間を通して着用できます。
 - ・ 色は黒、紺色の単色(学校指定のものもしくはそれに準ずるもの)とします。
 - ・ 冬の上衣の裾からはみ出さないものとします。
 - ・ 冬の上衣の下に着用します。
 - ※ セーラー服スタイルを着用する場合のみ、セーラー服の上に着用可とします。
- 校内(校外での活動を含む)では、左胸に見えるように名札を付けます。
- 式典や学校行事の時は、着こなしを指定します。
- 2. 防寒具・防寒着
- タイツ
 - ・ 黒の無地とします。
 - ※ タイツを着用するときは、黒の靴下をはくようにします。
- 手袋・マフラー・ネックウォーマー
 - ・ 登下校時のみ着用します。
 - ※ マフラーを使用する場合は、危険防止のため、長く垂らして歩かないようにします。
 - ※ 手袋・マフラー・ネックウォーマーは校内では使用しません。
 - ※ ニットキャップ・耳当ては着用しません。
- コート・ウィンドブレーカー類
 - ・ 色は黒または紺とし、華美でないもの、千代中バッグに入るもの。または部活動で許可されたものとします。
 - ・ 極端に丈の長いもの (ベンチコート類等) は原則使用しません。
 - ・ 防寒着は登下校時に教室と下足室を直接行き来する場合は教室前まで着用できます。(雪が付いている場合や雨などに濡れている場合は、雪や雨水が廊下に落ちないように配慮しましょう。)

3. 付属するもの

帽子	・学校指定のもの(保健体育科で使用する帽子)は、着用できます。			
名札	・学校敷地内(校外での活動を含む)では、左胸に見えるように着けます。			
~~	・色は、黒・紺・こげ茶の一色で、穴は一連のものを着用します。			
ルト	・ジャンパースカートは、付属する同色同生地のものとします。			
靴下	・色は白・黒・紺・グレーとします。			
	・ワンポイント・ツーポイントを可とします。			
	・長さは、靴を履いて見える高さから膝よりも短いものとします。			
	・ラインは3本まで、ラインの色は単色とします。			
	・メッシュやレース等の飾りのついたものは着用しません。			
靴	・ひも付きスポーツシューズ(マジックテープ可)とします。			
	・ハイカット(バスケットシューズ等)は着用しません。			
	・保健体育科の授業に適しているものとします。			

4. その他

- 不要な装飾物はつけません。
- ・ マニキュア、色付きリップクリーム、口紅、アイプチ等の化粧類、カラーコンタクトは不可とします。
- ・ 眉毛はそろえる程度とし、極端に細くしたり、角度をつけたりしません。また、ライン等も入れません。
- ピアスは着用しません。
- ・ 熱中症予防のため、登下校時の冷却・冷感グッズを使用できます。
 - ※ 冷凍庫等で冷やしたもの(保冷剤等)とし、モバイルバッテリーや電池で稼働するものは使用しません。

頭髪等に関するきまり

中学校生活にふさわしい髪型とし、常に清潔にします。

- 前髪は、自然な状態で目にかからないようにします。
 - ※ 目にかかる場合は、ピンでとめます。
- 後ろ髪は通学服の襟のつけ線までとします。
 - ※ 上記より長い場合は、後ろ髪はゴムで結ぶようにします。リボンや布等は使用しません。
 - ※ 後ろ髪を結ぶ場合は、眉毛の高さくらいまでとし、中央で一つ結びか、左右対称の2つ結びにします。
- 自然な髪型を心がけます。
 - ※ 極端に長さを変える等、奇抜な髪型はしません。
 - ※ ハーフアップは短髪(髪が襟に届かない程度)のみとします。
 - ※ 髪の毛の染色・脱色はしません。
- 使用するゴムは、黒・紺・茶の髪の色に近い色にします。
- ヘアーバンド等の装飾品は着用しません。
- 整髪料は髪を整える程度とします。
 - ※ 髪を立てたり固めたりすることはしません。
 - ※ 匂いがあるもの、ツヤやてかりがあるものは使用しません。
 - ※ 整髪料は家のみで使用し、学校には持ってきません。
- 式典時は清潔な髪型で参加します。

令和7年9月改正(昨年度と変更した点を赤で示しています) なお、本校の校則は今後も見直しを続けます。